

— 事業主の皆さまへ 予告 —

平成31年度から

西三河8市町 特別徴収徹底宣言!

～住民税は給与からの天引きで～

西三河8市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）は、平成31年度から原則として全ての事業所に、特別徴収義務者の指定を実施します。事業主の方は、ご理解とご協力をお願いします。

個人住民税の特別徴収とは

事業所（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって市町村へ納入していただく制度です。

法令等（※注）により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税の特別徴収を行っていただくこととされています。 （※注） 地方税法第41条、第321条の4第1項及び第328条の5第1項並びに税条例

対象事業所

対象となる事業所は、従業員（アルバイト・パート・役員などを含む）の総数が3名以上の事業所です。ただし、以下のいずれかの理由に該当する従業員のみ、普通徴収（個人で納付）に切り替えることができます。

- A 総従業員数が3名未満の事業所の給与所得者
- B 他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- C 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者
- D 給与の支払が不定期な者（給与の支払のない月がある者）
- E 個人事業主の専従者（専従者以外の給与所得者が在籍する事業所は除く。）
- F 退職者または指定年度の5月31日までに退職予定の者

個人住民税の特別徴収のメリット

【事業所等（給与支払者）のメリット】

個人住民税の税額の計算は市町村が行い通知しますので、所得税のような税額計算や年末調整をする手間はかかりません。従業員が常時10名未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度（納期の特例）もあります。

【従業員（納税義務者）のメリット】

納税のために金融機関へ出向く手間が省けるとともに、納め忘れの心配がなくなります。普通徴収の納期は年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割して毎月の給与から徴収となるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。

<お問合せ先>

岡崎市 市民税課	0564-23-6081	碧南市 税務課	0566-41-3311(代表)	刈谷市 税務課	0566-62-1205
安城市 市民税課	0566-71-2214	西尾市 税務課	0563-65-2124	知立市 税務課	0566-95-0116
高浜市 税務グループ	0566-52-1111(代表)	幸田町 税務課	0564-62-1111(代表)		

※このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所の方にもお送りしております。

※裏面にQ&Aがありますので、ご確認ください。

特別徴収 Q & A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とはどのような事務ですか？

A 1 毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

Q2 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A 2 法令改正等があったわけではありません。これまでは、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底されていませんでしたので、全国的に是正していく動きとなっています。

Q3 どうして西三河8市町で実施することになったのですか？

A 3 愛知県内では、すでに半数以上の市町村で実施されております。また、特別徴収推進の動きは全国的に広がっており、東京都は平成29年度、大阪府は平成30年度に実施されます。（※平成31年度までに39都道府県で実施予定。）西三河8市町においても、法令の遵守と納税の公平性を図るため、実施することになりました。

Q4 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 4 「事務の増加」「人手が足りない」「従業員の出入りが多い」などの理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。所得税や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境の一つとしてご理解願います。

Q5 従業員から普通徴収にしてほしいといわれているのですが？

A 5 従業員本人の希望などにより特別徴収を拒むことは認められていません。

Q6 2か所以上の事業所に勤務している従業員はどうなりますか？

A 6 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。しかし、その他就職日、前年実績等からも判断しますので、5月中旬に送付される税額通知書にてご確認ください。

Q7 特別徴収義務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？

A 7 特別徴収義務者として指定された事業者が特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して納期限後に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行う事があります。また従業員が納税証明等を取得できない等の不利益を被る事があります。

Q8 特別徴収の手順はどうなりますか？※翌年の平成31年度(平成30年分)給与支払報告書を提出する手順です。

A 8 ①毎年1月末までに、従業員が1月1日現在に住んでいた市町村へ給与支払報告書を提出してください。

なお、表面のA～Fの理由により特別徴収の対象とならない従業員がいる場合は併せて、『普通徴収の切替理由書（※翌年発送する総括表関係書類には同封します。）』を提出してください。

e L T A X（電子申告）により提出する場合は、『普通徴収の切替理由書』は不要です。普通徴収対象者欄にチェックをしたうえで適用欄に記号『普A～普F』を入力してください。

②事業所に対して、従業員が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。

③特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（天引き）してください。

④徴収(天引き)した個人住民税は、翌月10日までに該当する市町村(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。

Q9 4月1日には在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、年度途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A 9 対象となる従業員の1月1日現在の住所地の市町村に特別徴収への切替依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。